

# 第4章

## 分野別の方針

- 1 分野別の方針の考え方
- 2 土地利用の方針
- 3 道路・交通体系の方針
- 4 水とみどりの方針
- 5 住環境づくりの方針
- 6 その他の施設の方針とソフト対策

「未来の光市」絵画コンクール  
教育長賞



「未来の光市」

光井中学校 3年 岡崎加奈さん

# 第4章 分野別の方針

## 1 分野別の方針の考え方

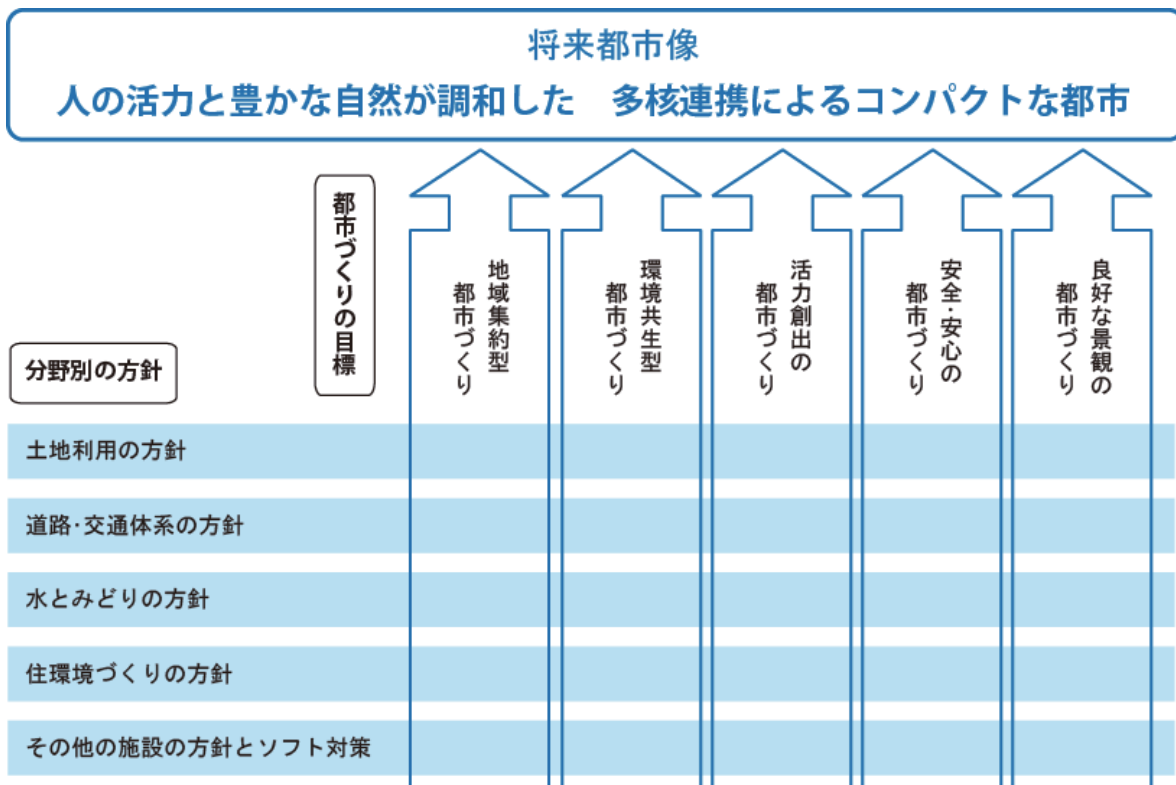
将来都市像「人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指すため、5つの目標に沿って都市づくりを推進します。

都市づくりは、複数の分野の複合的な取組みを通じて達成されるものであり、効果的に実施する必要があります。

このため、将来都市像の実現を目指す5つの目標を「縦軸」に、これらを一貫して各分野における方針を「横軸」に置き、将来都市像の実現に向けた方策を次のように定めます。

- ・ 土地利用の方針
- ・ 道路・交通体系の方針
- ・ 水とみどりの方針
- ・ 住環境づくりの方針
- ・ その他の施設の方針とソフト対策

### ■ 分野別の方針の考え方のイメージ図



## 2 土地利用の方針

土地利用計画は、都市づくりの基礎をなす重要な制度であり、適正かつ合理的な運用により、現在及び将来のあるべき都市の方向性を明確にするものです。

本市は、離島である牛島（尾島を含みます。）を除き、周南都市計画区域と周南東都市計画区域という規制の異なる2つの都市計画区域に属しています。このため、それぞれの地域特性に応じた一体的かつ適切な土地利用コントロールを行い、無秩序な市街地の拡大を防ぐことにより、地域ごとに集約した都市を形成します。また、農業振興地域や森林地域、自然公園区域にそれぞれ重複して指定されている地域もあることから、豊かな自然環境と共生するため、都市づくりにおいても健全な調和を図り、これらの地域を積極的に保全・保護します。

市街地においては、用途地域に代表される地域地区の制度を適切かつ効果的に活用し、産業基盤やまとまりのある商業エリアなど、都市のにぎわいや活力を生み出す空間や、快適で安心して過ごすことのできる居住スペースなどを配置します。

新たに都市計画区域に編入された小周防・立野地区においては、山林や農地に囲まれた現在の住環境を維持するとともに、生活拠点を形成する観点に重点を置いた土地利用の検討を進めます。一方、都市計画区域に属さない牛島については、島の特性である貴重な自然環境の保護に努めます。

なお、山・川・海に恵まれた自然景観を守り、次世代に継承するとともに、良好な景観形成を進めるため、市民等への普及・啓発を行いながら「景観計画」を策定し、景観計画区域を定めることにより、良好な都市景観や農山村景観などの規制・誘導を図ります。

### 【周南都市計画区域】

周南都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）が定められています。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き、区域区分の制度に基づき、土地利用の規制を行います。

### 【周南東都市計画区域】

周南東都市計画区域は、市街地が無秩序に広がるおそれが少ないことから、区域区分が定められていません。

### 【都市計画区域外の区域】

牛島には、国指定天然記念物である「カラスバト」が生息し、「モクゲンジ群生地」が県の天然記念物に指定されるなど、希少な動植物が生息する貴重な自然環境が形成されています。

本市における都市的土地利用の分類を整理すると、次表のようになります。

光市の 行政区域	周南都市計画区域	市街化区域	市街地
	(線引き都市計画区域)	市街化調整区域	非市街地
	周南東都市計画区域	用途地域	市街地
		(非線引き都市計画区域)	いわゆる用途白地地域
			非市街地
	都市計画区域外の区域		非市街地

## (1) 市街地

### 【住宅地】

- 虹ヶ丘や丸山町、岩狩、千坊台、八幡団地など、高台の住宅地については、低層で良質な居住環境の誘導に努めます。
- その他の住宅地については、住宅や集合住宅など、まとまりある居住環境の形成に努めます。
- 狭隘な道路に囲まれ密集した住宅地については、土地区画整理事業や共同建替えなど、改善する手法について調査・研究を行います。
- 良好な市街地景観を形成するため、「景観計画」を策定し、建築物の高さや意匠などの規制・誘導について検討します。

- 「非線引き都市計画区域」の用途地域は、市街化区域に準ずる位置付けであるという認識に立ち、この地域にある住宅地については、良好な住環境の形成に努め、周辺の自然環境と共生した良好な住宅地を形成します。
- 小周防・立野地区においては、現在の住環境を維持できるよう用途地域や特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。

#### 【商業地】

- 光市役所周辺地区については、各種公共施設や文教施設が集積した地区であり、市の中心としてふさわしい都市機能の充実と環境整備を進めます。
- 都市拠点であるJR光駅周辺地区については、にぎわいの場を創出するため、本市の玄関口に相応しい都市機能の充実を図るとともに、白砂青松の虹ヶ浜海岸と調和した都市空間を創出するため、土地の高度利用について調査・研究を行います。
- JR岩田駅周辺地区については、交通利便性や公共施設、医療機能等が集積する高齢者も歩いて生活できるコンパクトなまちづくりを目指し、生活に必要な機能の集積を進めるとともに、土地区画整理事業等の実施について、調査・研究を行います。
- 国道188号など幹線道路の沿道については、背後の住環境への影響を配慮しながら、適切な商業立地を促進します。
- 工業系の用途が定められている地域に立地している大規模小売店舗等の周辺地については、現状の土地利用や市民の動態を考慮し、用途地域の見直しの検討を進めます。
- 商業地は、建築物が比較的密集して形成されることから、防火地域又は準防火地域を定め、建築物の耐火性能を規定することにより、火災の延焼や類焼の防止を図ります。

### 【工業地】

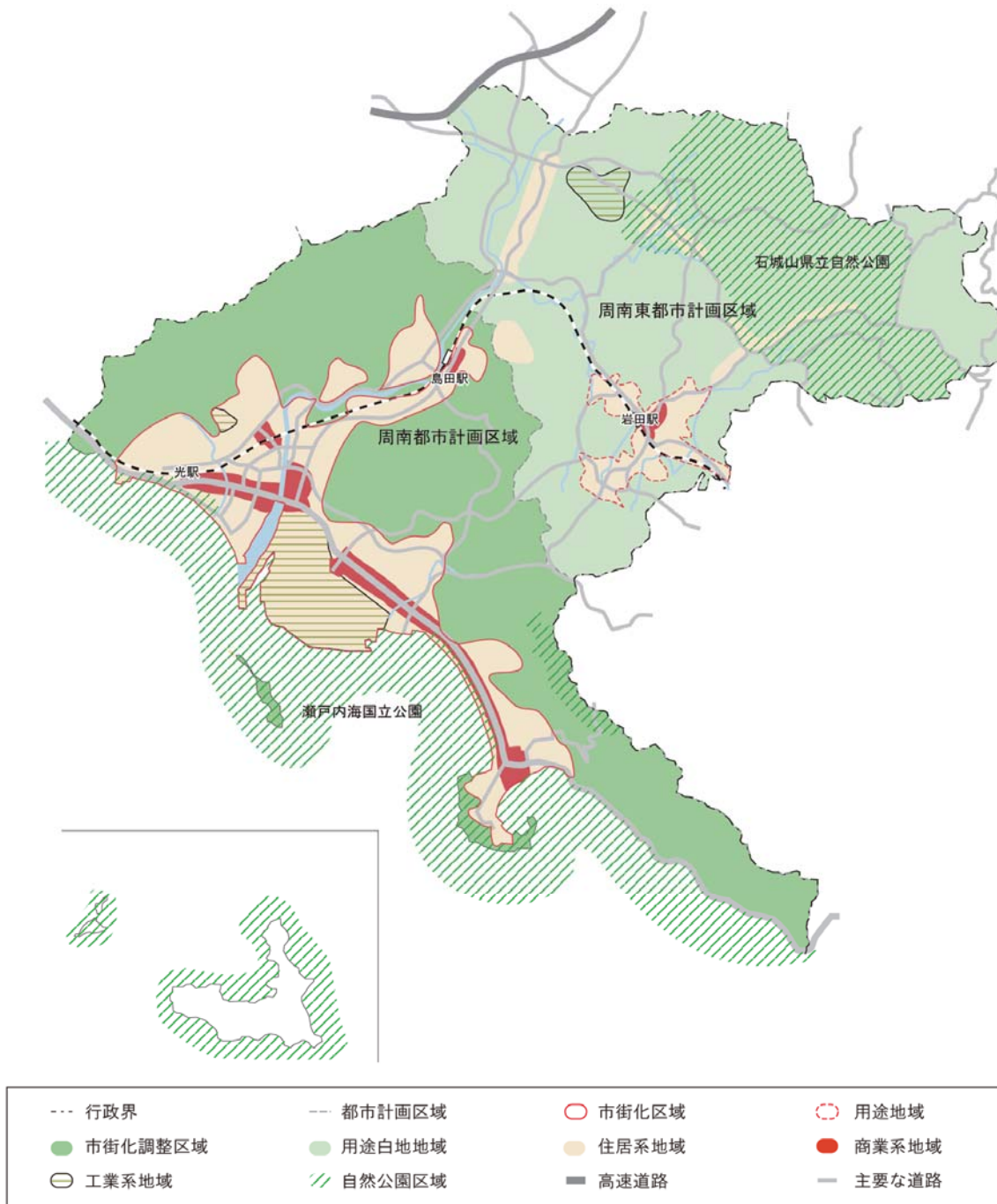
- 臨海部の工業地帯については、本市の産業基盤として、引き続き、周辺地への影響に配慮しながら、継続的かつ発展的な振興を図ります。また、港湾施設の適切な管理運営を行うため、臨港地区を定めます。
- 工場と住宅地又は農地が近接又は混在している地区については、騒音や振動など、周辺の住環境などへの影響が懸念されることから、住工分離に向け、用途地域の見直しを検討します。
- 「ひかりソフトパーク」については、技術先端型や福祉・医療など、特定の業種の企業立地を促進するため、特別用途地区（特別工業地区）を定めます。
- 山陽自動車道熊毛インターチェンジに近い好条件を有する「大和工業団地」と「周防工業団地」については、さらなる工業振興を図るため、区域の拡大や新たな工業団地の可能性について調査・研究を行うとともに、工場の立地に特化した土地利用を検討します。

## （2）非市街地

- 市街化調整区域については、法の趣旨を踏まえ、必要最低限の開発及び建築のみを認めることとし、市街化を抑制します。
- 用途白地地域のうち幹線道路の沿道においては、周辺の良い居住環境に支障を生じさせたり、ふさわしくない建築物が立地することも想定されることから、特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。
- 山林や農地を積極的に保全し、里山や田園に囲まれた現在の住環境の維持に努めます。
- 地産地消の推進や、農業振興拠点施設「里の厨」を中心とした地域農業の振興対策により、農業経営の安定化を図り、まとまりのある農業環境の維持につなげます。
- 瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園に指定された区域については、国や県との連携の下で自然の保護に努めます。
- 小周防地区の農地については、遊水機能もあることから、治水上の観点からも積極的に保全します。



■ 土地利用方針図



### 3 道路・交通体系の方針

各地域に都市機能が集約された都市づくりの形成を進めるには、拠点地区と地域間を有機的に連絡する手段が必要となります。このため、地域間のネットワーク構築の基盤となる道路網のさらなる強化を目指します。また、超高齢社会への対応や、地球環境への負荷を軽減するためには、市民生活の利便性の向上を図る一方で、自動車に過度に依存しない都市づくりが求められることから、徒歩や自転車での移動に配慮した道路整備と併せて、バスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るなど、モビリティ・マネジメントの促進に努める必要があります。

また、国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線は、広域的なネットワークを形成する主要な幹線道路として、本市の交通体系の主軸を担うとともに、都市景観としてのシンボルにもなっています。このような幹線道路沿いの景観形成の推進に努め、良好な都市景観を創出します。一方、道路は、災害発生時に避難路や緊急輸送路としても利用される重要な防災基盤にもなることから、計画的な整備を進めます。

#### (1) 広域的な幹線道路

- 市民の広域的な移動や工業振興、市外や県外から本市を訪れる人々の利便性を向上させるため、山陽自動車道へのアクセス向上を目指します。地域高規格道路「周南道路」や「(仮称)光下松間道路」については、整備に向け県をはじめ関係機関と調整を進めます。
- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線の早期の完成を目指し、引き続き、事業主体である県や関係機関との連携に努めます。
- 都市計画道路川園線については、ひかりソフトパークから木園一丁目までの区間の早期整備を図ります。また、大方踏切の立体交差化については、周辺の開発に係る利便性に配慮し、構造の変更を検討します。
- 重大な自動車事故を防止するとともに、火災の延焼防止や地震時に建築物等が倒壊した際に通行に支障のないよう市民の避難や緊急自動車の通行に十分配慮します。



- 都市計画道路のうち長期間にわたり整備が行われていない「長期未着手都市計画道路」については、県が策定した「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき必要性の検証、評価を行い、廃止も視野に入れた見直しを進めます。
- 国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線など、幹線道路沿道の良好な都市景観を創出するため、華美な屋外広告物の掲出などの規制を検討します。併せて、道路附属施設や標識類のサインを統一するなど、魅力的な都市空間の形成に努めます。また、無電柱化推進事業等の促進に努めます。
- 都市計画道路など幹線道路の街路樹については、市民力を活用し維持管理等に努めます。

## (2) 日常的に利用する生活道路

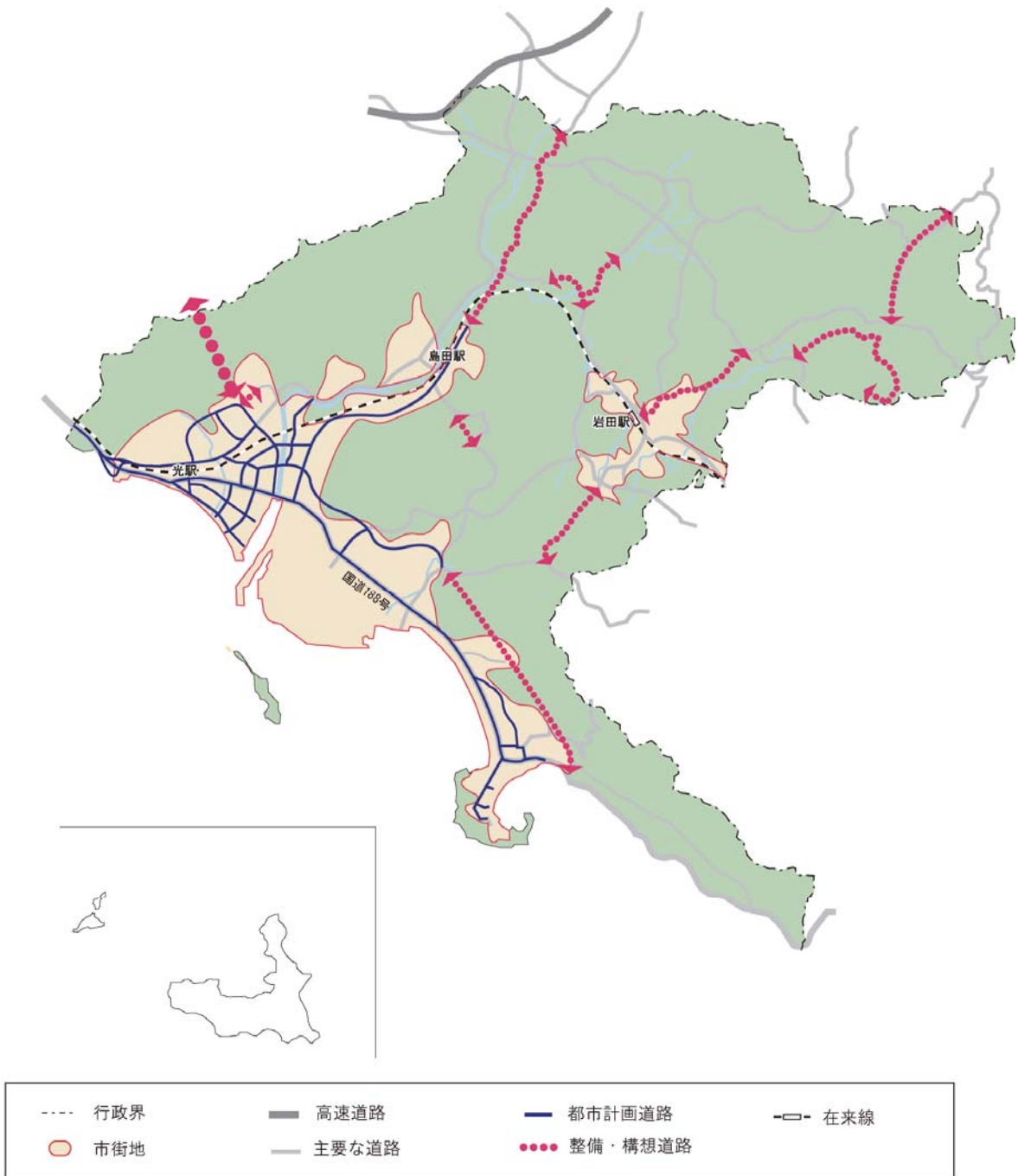
- 地区間や地域間を相互に連絡する生活道路については、幹線道路のバイパスとしての機能の向上をはじめ、災害や事故などの非常時における迂回路や避難路となるよう計画的な整備を進めます。
- 徒歩や自転車も安心して移動できる、全ての人にやさしい道路整備に努めるとともに、歩道における段差の解消を進め、バリアフリー化を推進します。
- 密集した住宅地や地区内の狭隘な道路については、公共施設と宅地を総合的に整備促進する土地区画整理事業の調査・研究を行います。

## (3) 公共交通ネットワーク

- 広域的な移動手段である鉄道の3つの駅を交通結節点に位置付け、都市拠点又は生活・交流拠点としての機能の向上を図ります。
- 市営バスや民間事業者によるバス路線については、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した体系づくりを進めるため、各事業者の協力の下、路線の維持に努めます。また、コミュニティバスなどの導入を検討します。
- 自動車、自転車、バス、タクシー、徒歩など、交通機関相互の連携機能の強化を図るため、主要な交通結節点については、「パークアンドライド」の観点から、駐車場・自転車駐車場の整備やバス、タクシーとの接続を考慮した整備に努めます。

- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線の開通後は、本市の交通体系に大きな変化が予測されることから、J R 光駅北口における駅前広場の整備を検討するとともに、利用者の利便性の向上を図るための調査・研究を行います。
- 牛島航路については、島民生活の利便性や観光振興のため、維持に努めます。

■ 道路・交通体系方針図



## 4 水とみどりの方針

瀬戸内海国立公園に指定され、「日本の渚・百選」などにも選定されている室積・虹ヶ浜海岸や、多くの水鳥が飛来する島田川などの豊かな自然環境の保全・保護に努めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーション空間として有効的に活用するため、水辺の環境軸と森の環境軸を効果的につなげるネットワークを形成します。また、誰もが使える公園や緑地は、市民が充実した余暇を過ごす場であるだけでなく、環境保全や防災施設としての役割や豊かな地域づくりに資する憩いややすらぎの空間としての機能も有しているため、「緑の基本計画」を策定し、多様な視点から、緑あふれる都市づくりの方向性を明らかにします。

河川や水路については、治水上の安全の確保を大前提に、市民生活に潤いと癒しをもたらす身近な水辺空間を創出し、都市環境のシンボルとなるよう計画的な整備、改修に努めます。また、本来有している生物や植物の生息、繁殖環境も保全するため、生態系に配慮し、本市の美しい自然と調和した川づくりに努めます。

### (1) 自然公園等

- 瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬、千坊・大峰山等については、本市を代表する景勝地であり、保護に努めます。
- 防風林、防砂林としての機能を有する室積・虹ヶ浜海岸の松林については、積極的に保全します。
- 石城山県立自然公園については、緑豊かな自然資源が残されていることから、保護に努めます。
- 里山などを利用した環境保全型自然公園の整備を検討します。
- 貴重な自然環境を守るため特に必要があると認められる地域は、「環境基本条例」に基づき、原生自然環境保全地域や自然環境保全地域に指定し、積極的に保全します。
- 治山、治水や水源のかん養など多面的な機能を有するだけでなく、森林浴など健康増進にも寄与する森林を積極的に維持します。

- 牛島については、県や市の天然記念物にも指定されている「モクゲンジ群生地」や「タブノキ」、「ヒトツバハギ群生地」など、貴重で豊かな自然が多く残されていることから、保護に努めます。

## (2) 都市公園・都市緑地等

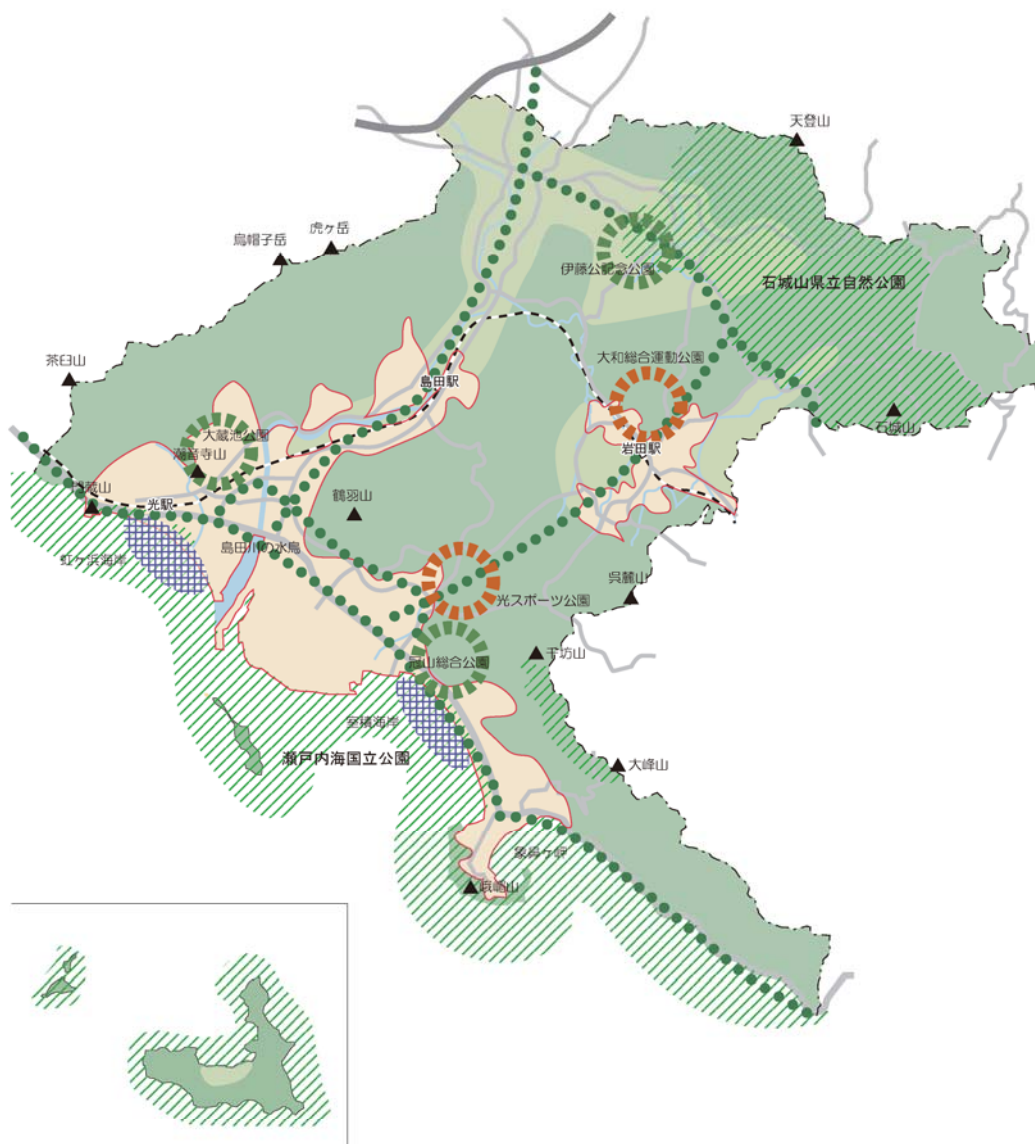
- 光スポーツ公園と大和総合運動公園については、広域的な競技会や市民スポーツなどの利用ニーズも踏まえ、機能の向上に努めます。
- 冠山総合公園は、本市の重要な観光資源でもあることから、交流活動のさらなる活性化が図られるよう、機能の充実に努めます。
- 都市公園や都市緑地は、災害時に避難場所としても活用されることから、適切な設置及び維持管理を行います。
- 市街地の公園や広場は、火災の延焼を防止する機能も有することから、適切な設置を促進します。
- 工場等の周辺に設置された緑地は、都市景観の向上に寄与するだけでなく、公害の緩和や災害の防止等、周辺地との遮断や緩衝の役割を有しているため、積極的な保全を促進します。
- 街区公園、近隣公園をはじめ、身近な公園や広場については、遊具等施設の適切なリニューアルを行うとともに、段差の解消やベンチの設置などを進め、誰もが安全で使いやすいよう質の向上を図ります。
- 冠山総合公園で開催されている「梅まつり」や「ばら祭」など各種まつりやイベントは、市内外から多くの来園者があり、交流人口の増加につながることから継続的な開催に努めます。
- 「花壇コンクール」や「緑のカーテンコンテスト」、「アダプト・プログラム（里親制度）」などをはじめ、市民や事業者が気軽に参加しやすい緑化活動を推進します。










### (3) 河川・海岸等

- 県が管理する二級河川島田川については、「島田川水系河川整備計画」に基づき、治水効果の早期発現に向け整備を進めます。また、定期的な浚渫に努め、流水を阻害することのないようにします。
- その他の河川や排水路についても、市民生活の安全のため、計画的な整備を進めます。
- 河川が本来有している生物の生息や生育などの機能を活かすため、生態系に配慮した多自然川づくりに努めます。
- 高潮や波浪による被害から市民の生命や財産を守るため、室積・虹ヶ浜海岸で自然景観に配慮した高潮対策を進めます。
- 自然災害に強く、安全な生産基盤を確保するため、漁港整備事業の効果的な実施に努めます。
- 津波対策については、国や県の動向を注視しながら、本市の方向性を整理します。
- 砂防指定地などにおいて、土砂災害の防止のための対策に努めます。



■ 水とみどりの方針図



 緑の拠点	 スポーツ・レクリエーションの拠点		
 自然公園区域	 主要な道路	 彩りのみち	 高潮対策
 市街地	 田園（多自然型居住ゾーン）	 森林・丘陵ゾーン	

※ 「彩りのみち」は、「緑の基本計画」に位置付ける彩りやにぎわいを創出する道路のことです。

## 5 住環境づくりの方針

瀬戸内特有の温暖な気候に恵まれた本市は、燦々と降り注ぐ太陽の下、天然の優れた住環境を有しているといえます。こうした特性に加え、都市づくりの観点から、都市拠点や生活拠点への居住機能やコミュニティ機能を集積し、日常生活の利便性の向上を目指します。このため、狭隘な道路に囲まれるなど密集した住宅地については、防災上の観点からもその改善に努めるなど、安心して住み続けられる住環境の形成に努めます。また、住宅地における良好な町並み形成を進めるため、良好な景観を阻害する要因の改善を図ります。

さらに、快適な暮らしを支える上下水道の着実な整備を進めるとともに、公共用水域の水質保全に努めるなど、住環境の質的向上を図ります。

一方、地域コミュニティの衰退が懸念される中山間地域の集落等においては、持続的な活動が可能となるコミュニティの仕組みづくりを促進します。また、恵まれた自然環境と人の営みとの共生を進め、良好な農山村景観の維持に努めます。

### (1) 住まいづくり

- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線の整備に併せて施行されている光虹ヶ丘西土地区画整理事業については、早期の完成を目指し、良好な住宅地の形成に努めます。
- 密集した市街地等における火災の延焼を防止するため、住宅の不燃化の促進に努めるとともに、緊急自動車の通行なども考慮し、道路など公共施設と宅地を一体に整備する土地区画整理事業などについて、調査・研究を行います。
- 地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、民間（個人）所有の建築物の耐震化を促進します。
- 個人住宅のバリアフリー化や多世代同居・近居のための増改築などを促進します。
- 市営住宅の延命化の方策や建替え等を計画的に進めるため、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な管理や改修を行います。

- 良好な市街地景観の形成のため、住宅地における景観づくりに取り組みます。
- 地区単位で魅力ある住宅地を創出し、地区住民に愛されるまちづくりを進めるため、「地区計画」の策定について調査・研究を行います。

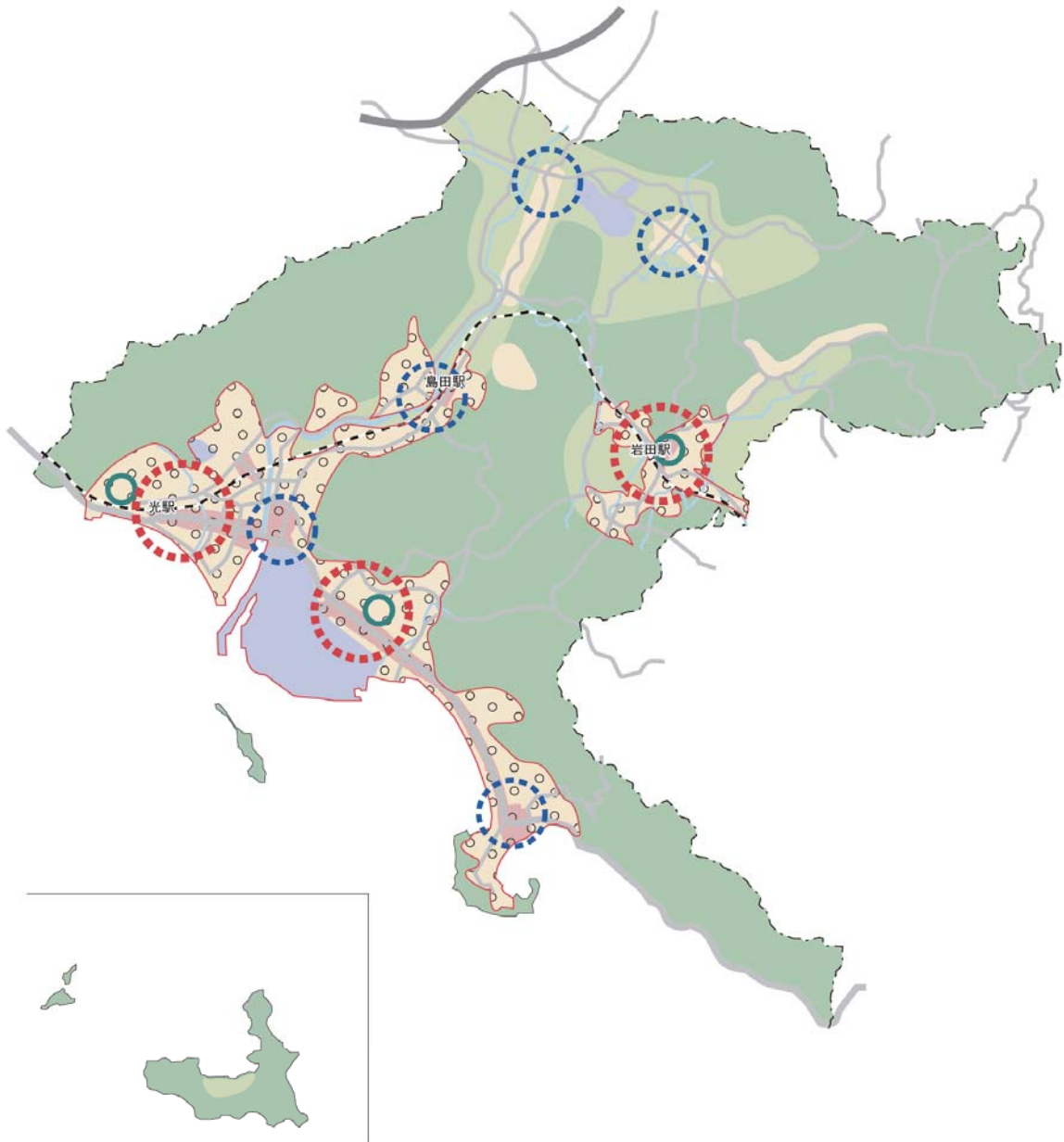
## (2) 上水道











- 安全でおいしい水を市民に安定的に供給するため、老朽管の更新を推進するなど、適切な維持管理に努めます。また、地震や風水害など災害に強い施設整備を進め、ライフラインを確保します。
- 水道事業の基幹施設である各種浄水施設の耐震化を推進します。
- 未給水地域での配水施設整備を行い、水の安定給水に努めます。
- 牛島簡易水道については、引き続き、適切な維持管理や老朽管の更新を行い、水の安定供給に努めます。

## (3) 下水道

- 海や河川など公共用水域の良好な水質を保全するとともに、生活環境の向上を図るため、「山口県汚水処理施設整備構想」等に基づき、公共下水道の整備や浄化槽の設置を進めます。
- 公共下水道については、整備の遅れている室積地区を中心に推進します。また、一定の条件の下、下水道事業計画区域外の区域から、公共下水道への汚水の流入を行います。
- 限られた財源の中で、計画的な整備に努め、着実に普及率及び汚水処理普及率の向上を目指します。

■ 住環境づくりの方針図



	都市拠点地区		生活・交流拠点地区
	下水道排水計画区域		土地区画整理事業 (調査・研究を含む)
	田園 (多自然型居住ゾーン)		森林・丘陵ゾーン
	住居ゾーン		商業・業務ゾーン
			工業ゾーン
			市街化区域・用途地域

## 6 その他の施設の方針とソフト対策

その他の公共施設等についても、多くの市民が安心して利用できるよう、誰もが使いやすい施設整備に努めます。また、整備にあたっては、自然エネルギーを導入するなど、環境にやさしい施設となるよう配慮するとともに、地域の「顔」にもなるような景観づくりを行います。

学校施設をはじめとする公共施設については、耐震化を推進するとともに、適正な配置のあり方や維持管理に要するコスト等を勘案した上で、施設の集約・統合を進めます。また、点在する文化施設は、市内外から多くの来訪者があり、交流人口の増加が期待できることから、積極的な文化活動や情報発信により、にぎわいを創出します。

なお、市民生活に不可欠な環境、衛生関係施設等については、広域的な連携の下で適切に配置します。

一方、災害への備えに関しては、ハード整備だけでなく、ソフト面の充実も求められています。このため、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考えの下、自主防災組織の設置や災害ボランティアの育成など、「自助」や「互助」、「共助」の視点から、地域の防災力の向上と市民の防災意識の高揚を図ります。同様に、地域コミュニティの育成や景観まちづくりの推進においても、人づくりを通じたソフト面の取組みが不可欠であり、ハード整備に合わせた効果的な施策を展開します。

### (1) 公共施設等

- 市がこれまでに整備した公共施設の多くで老朽化が進んでいることから、適切な維持管理の下、長寿命化を図ります。また、公共施設の適切な配置や維持管理のあり方についての最適化を図ります。
- 小・中学校や保育園などの公共施設の耐震化を推進します。
- 市庁舎については、耐震診断の結果を踏まえ、改修、整備の方向性を検討します。

- 公共施設の整備にあたっては、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど自然エネルギーの積極的な導入や省エネルギーに努めるとともに、民間等へ普及啓発を行います。
- 公共施設の整備にあたっては、施設敷地や周辺に積極的な緑化を行い、環境共生まちづくりのモデルとなる空間づくりを推進します。また、地域のシンボルとなるよう景観形成に配慮します。
- 防災行政無線を整備し、災害情報や緊急情報を速やかに発信することにより、市民の初期避難を誘導します。
- 老朽化した公民館の建替え時には、共創と協働による地域住民の主体的な参画の下、地域コミュニティの核や災害時の避難施設となるコミュニティセンターの整備を進めます。
- 公共施設等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化を図るなど、誰もが使いやすい施設整備を行います。

## (2) ごみ処理場など

- 可燃ごみや不燃ごみの処理場、火葬場については、下松市をはじめとする近隣自治体と共同し、適切な配置に努めます。また、汚物処理場（し尿処理施設）については、計画的な維持管理に努めます。

## (3) 墓園

- 西部墓園や大和あじさい苑については、需要を踏まえ、適正な整備に努めます。



#### (4) ソフト対策

- 人口減少が続く地域社会において、市民自らが活躍し、暮らしやすいまちを形成するため、協働型のまちづくりの具現化に向けた仕組みを構築し、市民活動の支援に努めます。
- 自分の身は自分で守るという「自助」、地域のことは地域で守るという「共助」の意識を多くの市民が共有し、市民の防災意識の向上や醸成を図るため、積極的な情報発信等に努め、災害発生時に市民一人ひとりが「何をすべきか」を迅速かつ的確に判断でき、行動できるよう防災知識の普及・啓発を行います。
- 高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要援護者の避難援助の体制を構築するとともに、自主防災組織等の育成・支援を進めます。
- ハザードマップや防災ガイドブックなどを作成するとともに、定期的に内容を更新するなどして、情報鮮度を意識した発信に努めます。
- 良好な景観形成に関する市民や事業者等の理解と認識を深め、魅力的なまちづくりを推進するため、景観まちづくりに関する教育や学習の推進に努めるとともに、市民等が行う良好な景観の形成に関する自発的な活動が促進されるために必要な措置を講じるよう努めるなど、「景観条例」の理念に沿って、市民等との協働を積極的に推進します。
- 良好な景観形成の普及・啓発の取組みを継続的に実施し、市民等の景観形成に関する意識の向上を図りながら、「景観計画」を策定します。

将来都市像

人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市

分野別の方針	都市づくりの目標				
	地域集約型 都市づくり	環境共生型 都市づくり	活力創出の 都市づくり	安全・安心の 都市づくり	良好な景観の 都市づくり
土地利用の方針	・無秩序な市街化の防止 ・実情に応じた土地利用	・農地・森林の保全 ・自然公園区域の保護	・工業団地の振興 ・都市拠点地区におけるにぎわいの創出	・住工混在の解消	・景観計画の策定
道路・交通体系の方針	・道路整備によるネットワーク機能強化	・公共交通機関の充実 ・徒歩や自転車への配慮	・広域的な幹線道路の整備	・避難路や輸送路となる道路の整備 ・歩道等のバリアフリー化	・景観シンボルとなる道づくり ・標識などサインの統一
水とみどりの方針	・憩いの空間の確保	・環境保全地域全体の環境保全型自然公園の整備	・冠山総合公園でのイベントの開催	・治水対策の充実 ・避難場所となる公園の整備	・地域のシンボルとなる空間の創出
住環境づくりの方針	・都市拠点、生活・交流拠点の拠点機能の向上	・公共用水域の水質保全のため、下水道の整備促進	・地域コミュニティの維持	・住宅の耐震化 ・密集した住宅地の改善	・市街地景観の形成や農山村景観の維持
その他の施設の方針とソフト対策	・コミュニティセンターの整備	・公共施設への自然エネルギー導入	・観光施設や文化施設の利活用 ・地域コミュニティ醸成の仕組み	・公共施設の耐震化 ・防災行政無線の整備	・地域のシンボルとなる施設の整備 ・景観まちづくり学習・教育